

丹波市男女共同参画センター(仮称)基本計画

平成 30 年 3 月

丹波市

目 次

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	男女共同参画センター設置の目的	2
4	男女共同参画センターの必要性	2
	(1) 施策推進のシンボルとなる拠点が必要である	2
	(2) 地域実情を的確に把握できる拠点で施策の企画・立案・展開が必要である	3
	(3) 多様な市民の交流を支援する拠点が必要である	3
5	実施する施策の基本的な方向性	3
	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた「意識改革の推進」	3
	(2) あらゆる分野における男女の「活躍の支援」	3
	(3) 多様な主体が集い、情報交換できる「交流の支援」	3
6	求められる機能	
	(1) 市民のニーズ	4
	(2) 県内他市の状況	4
	(3) 整備する機能	4
7	運営形態	6
8	設置・管理計画	6
	(1) 設置計画	6
	(2) 開館日・開館時間	7
9	開設に向けたスケジュール	7

1 計画の趣旨

近年の少子高齢化や人口減少等の社会情勢の変化、生活様式や意識・価値観の多様化など、本市を取り巻く情勢が大きく変化している中において、豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層充実させることが必要です。

また、働く場において女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況を踏まえ「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、本市においても、あらゆる場面で女性の個性と能力が十分発揮されるよう、女性の活躍を推進していくことが重要となっています。

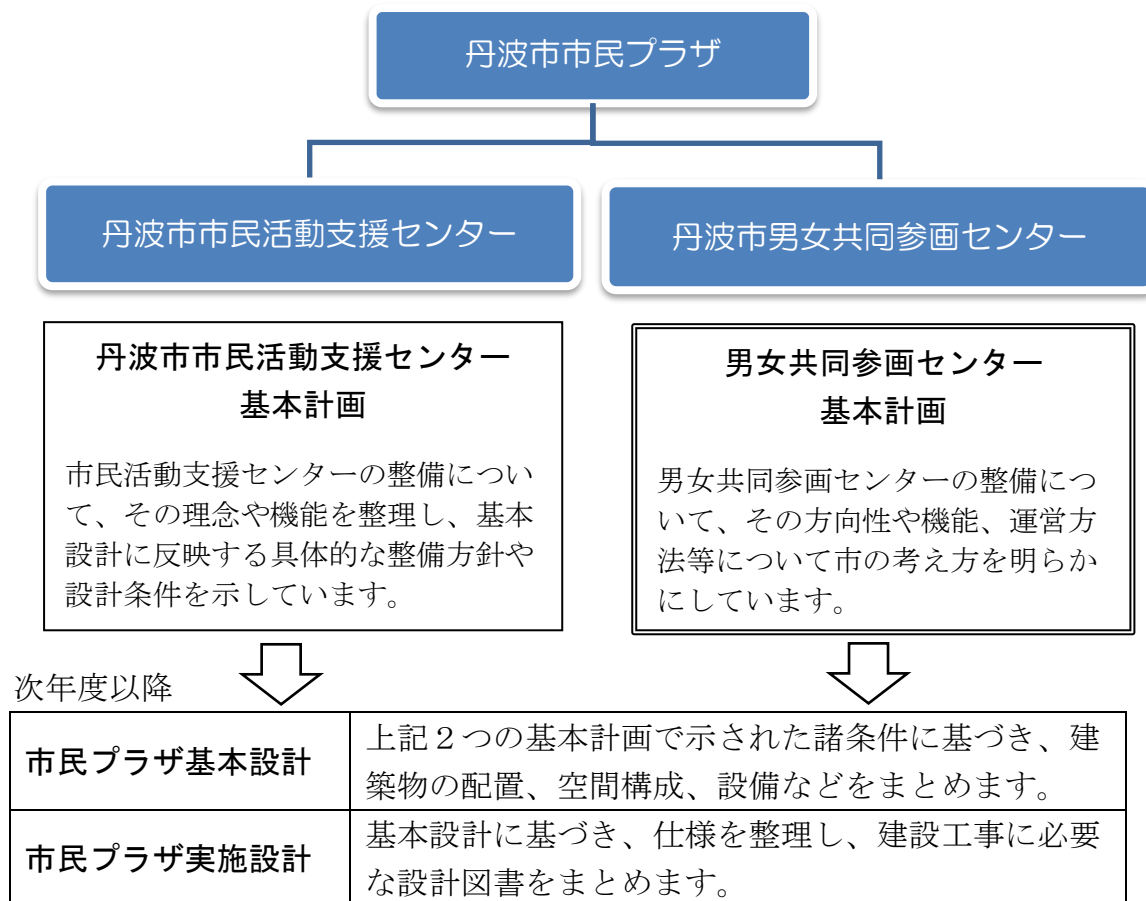
このような中、平成30年度から5年間を計画期間とする「第3次丹波市男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という。）を策定し、男女共同参画に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むこととしています。男女共同参画社会の実現のためには、市が主体的に取り組むこととあわせ、市民をはじめ、事業者、団体等もその責務を果たし、協働で取り組むことが欠かせません。そのため、男女共同参画計画においては、市として男女共同参画に取り組む姿勢を明確に示し、市民、事業者、団体、行政が、それぞれの責務により男女共同参画を進めるための「丹波市男女共同参画条例（仮称）」（以下「男女共同参画条例」という。）の制定と、男女共同参画施策を推進する拠点となる「丹波市男女共同参画センター（仮称）」（以下「男女共同参画センター」という。）の整備に優先的に取り組むこととしています。

また、多様化するニーズ、複雑化する地域課題に対応するためには、行政だけでなく、地域社会を構成する一人ひとりの個性や多様性が尊重され、市民が地域の担い手として力を発揮することが重要となっています。このため、生涯学習活動や地域づくり活動などにおいて、市民が主体的に行う公益的な活動を総合的に支援する拠点となる「丹波市市民活動支援センター（仮称）」（以下「市民活動支援センター」という。）の整備も必要となっており、これら2つの機能を有する「丹波市市民プラザ（仮称）」（以下「市民プラザ」という。）を2019年10月に開設することとしています。

本計画は、このうち、市として男女共同参画社会の実現を目指す政策拠点となる男女共同参画センターの整備に向けた考え方を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画では、男女共同参画センターの設置目的や整備する機能、運営方法等について、市の考え方を明らかにします。具体的な場所や設備等については、「丹波市市民活動支援センター基本計画」で示された条件に基づき、「丹波市市民プラザ」の計画において示すこととしています。



3 男女共同参画センター設置の目的

市は、男女共同参画社会の実現を図る責務を有しており、男女共同参画社会の実現に向けた理念を掲げた男女共同参画条例を制定し、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進する施策を総合的かつ計画的に推進するための政策拠点となる「男女共同参画センター」を設置します。

4 男女共同参画センターの必要性

男女共同参画施策を積極的に推進していくためには、次のような役割を果たす推進拠点が必要となっていることから優先的に整備します。

(1) 施策推進のシンボルとなる拠点が必要である

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、地域、職場など日常の暮らしの様々な場面に根付いている固定的な性別役割分担意識の解消など男女共の意識改革が重要です。また、男性中心の旧来型の社会の仕組みやシステムも改めていく必要があります。さらに、女性が社会で活躍していくためにチャレンジや再チャレンジすることができる環境整備も重要です。加えて、男女共同参画社会の実現に向けて、女性団体はもとより多様な市民活動団体、地域団体、企業など多様な主体が協力・協働していく取組の促進を図らなければなりません。

このように、市民の意識改革、社会の仕組みの改革、女性活躍の環境整備、多様な主体の協働を推進するためには、市が男女共同参画社会の実現に向けて、多様な施策を強力に推進していくことを強いメッセージとして発信していくことが重要です。この強いメッセージの見える形の一つが男女共同参画条例であり、もう一つが施策推進

のシンボルとなる男女共同参画センターです。

(2) 地域実情を的確に把握できる拠点で施策の企画・立案・展開が必要である

男女共同参画の課題は、女性が家庭、地域や職場などでまだまだ意思決定や方針決定の過程に参画しにくい現状では、表面に現れにくいものとなっています。また、施策ニーズの把握も容易ではありません。こうしたことから、男女共同参画施策の企画・立案は、庁舎の内部で行なうのではなく、現場により近いところ、つまり女性や男女共同参画の実践活動に取り組む市民、事業者が集まり、交流する庁外の拠点で、直接、これらの者から課題の現状や施策ニーズを聞き、これを踏まえた施策を企画・立案できることが有効です。そして、こうした施策の実施に対して気軽に市民が評価を伝えることのできる施策の企画・立案・展開拠点が必要です。

(3) 多様な市民の交流を支援する拠点が必要である

市内には、多くの女性団体やグループが活動しています。様々な女性たちが一堂に集いネットワークをつくる機会として開催した「たんばの女性 Waku×Doki フォーラム」の参加者からは、「日頃一人で考えているだけだったが、色々な活動をされている人と出会い、勇気や元気が湧いてきた。」「まだまだたくさんの輝く女性たちがおられる。どのようにつながっていくか課題はあるが、継続することで必ず広がっていく。」など、多くの交流を望む声が聞かれました。一人ひとりの女性、個別の女性グループの力はまだまだ弱いのが現状ですが、こうした女性や女性グループが自由に交流し、ネットワークを広げ、エンパワメントしていくことが重要です。また、もちろん男女共同参画社会は女性のネットワークだけではつくっていくことはできません。男性と女性、地域団体や企業、研究機関など幅広い主体の協働が不可欠です。

このように、女性や女性グループ、さらに多様な主体が自由に交流し、協働を進めていく場、拠点を整備することが必要です。

5 実施する施策の基本的な方向性

本市において設置する男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現を目指し、次の3つの基本的な方向性に基づき施策を展開します。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた「意識改革の推進」

市民、事業者、団体、行政それぞれが自らの責務のもと、一体となって男女共同参画社会の実現を目指すため、講座の開催や情報発信により市民一人ひとりの意識改革に取り組みます。

(2) あらゆる分野における男女の「活躍の支援」

あらゆる分野において女性が参画できる機会を拡大し、男性も女性も性別にかかわらず活躍できる社会に向けた支援に取り組みます。

(3) 多様な主体が集い、情報交換できる「交流の支援」

男女共同参画社会の実現を目指し活動するグループ、女性支援グループ等が自由に集い、意見交換や情報交換、連携などができる交流の場の提供に取り組みます。

6 求められる機能

(1) 市民のニーズ

男女共同参画センターの開設に向け、市民のニーズを把握するため、平成 29 年度に、市内の地縁団体や市民活動団体、事業所等を対象に「男女共同参画センターに必要な機能」についてアンケート調査を行いました。また、「たんばの女性 Waku×Doki フォーラム」参加者にも必要な機能についてアンケート調査を行いました。

これらのアンケートでは、下記のような機能を希望するという結果が得られました。

① 団体（地縁団体、市民活動団体等）を対象としたアンケート

◇男女共同参画を推進する担い手や女性リーダーなどの人材育成機能

◇意識啓発に向けた講演会や情報紙の発行を行う普及啓発機能

◇男女共同参画の推進に役立つ図書や資料、他団体の活動事例などの情報収集・発信機能

② 事業所を対象としたアンケート

◇ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進についての情報、資料の提供

◇経営者対象の意識改革や制度整備のセミナーの開催

◇従業員対象の意識改革のセミナーの開催

◇事業所のワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に関する取組に対する助成

③ たんばの女性 Waku×Doki フォーラム参加者に対するアンケート

◇男性の家事等への参画講座の開催

◇キャリア相談・チャレンジ相談の実施

◇女性のための悩みの相談の実施

◇女性のネットワークづくり

このほか、女性グループの活動を展示するパネルの常設や、どのような些細なことでも気軽に相談できる窓口の設置を望む声がありました。

(2) 県内他市の状況

県内 41 市町中、既に 21 市において男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設が設置され、下表のような事業が実施されています。

主な事業	主な内容	実施施設数
広報・啓発事業	情報紙の発行、講演会等の開催	19
講座開催事業	男女共同参画セミナー、DV防止セミナー、再就職セミナー、起業支援セミナー、人材育成	19
相談事業	悩みの相談、チャレンジ相談	21
情報収集・提供事業	情報・図書コーナーの設置	19
交流促進事業	登録団体交流事業、交流スペースの設置、ネットワーク補助	14
企業・NPO との連携事業	企業連携講座	7

*事業区分は内閣府調査による。詳細は、別紙 1 のとおり。

(3) 整備する機能

市民のニーズや他市の状況を勘案し、次のような機能の整備に取り組むことが必要と考えられます。

ただし、開設当初から全ての機能を整備するのではなく、各事業の内容や必要な実施頻度などについて、様々な機会を通じ市民ニーズの把握に努めるとともに、他市の実績などを参考にしながら検討していきます。

【男女共同参画センターに整備する機能（案）】

機能	主な事業	概要
相談機能	女性のための悩みの相談	女性が抱える様々な悩みについて、女性のカウンセラー等が相談に応じ、解決に向けたアドバイスや適切な支援機関の紹介を行います。
	チャレンジ相談	就職、起業、地域活動など、新たな社会参画を目指す女性を支援するため、社会保険労務士、キャリアカウンセラー等による相談を行います。
情報収集・発信機能	資料・図書収集及び閲覧	男女共同参画に関する行政資料や図書、各種団体、企業などが取り組む男女共同参画関連の情報を収集し、閲覧できるスペースを設置します。
普及啓発機能	男女共同参画講演会	男女共同参画週間等にあわせ、男女共同参画社会の実現に向けた講演会を開催します。
	情報紙発行	男女共同参画に関する国、県、市の制度や取組、自治会や団体、企業等の取組を紹介する情報紙を発行します。
	意識啓発セミナー	男女共同参画社会実現に向けた意識啓発、DV防止など広く市民を対象としたセミナーを開催します。 企業の経営者、従業員を対象にしたワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に向けた意識啓発や実践方法習得のセミナーを開催します。
人材育成機能	自治会男女共同参画推進員研修	自治会の男女共同参画推進員を対象に、推進員の役割の説明や地域での取組方法について、研修を開催します。
	女性リーダー養成講座	企業、地域、団体等で活躍する女性を育成するため、必要な知識やスキルを身につける講座を開催します。
就業支援機能	継続就業・再就業セミナー	女性のキャリア継続に向けたセミナーや、再就業に向けた心理的講座や実践的講座を開催します。
	多様な働き方を進めるセミナー	起業や在宅ワークを希望する女性等を対象に、起業や在宅ワークを始めるための基礎知識を習得するセミナーを開催します。
交流・情報交換機能	活動支援	男女共同参画社会づくりに向けた活動を行う団体を登録し、活動展示の場や情報交換できる機会を設定します。また、自治会男女共同参画推進員に対する情報提供なども行います。
	ネットワーク支援	登録団体や市民が自由に情報交換し、交流できるスペースを設置します。

このほか、男女共同参画を進めるための活動の拠点として、コピー機や印刷機等の利用を可能にします。また、自主的な研修会開催等のための会場の貸出にも取り組みます。

これらの機能を整備するためには、事務室、相談室、図書・情報閲覧コーナー、講座開催スペース、交流スペース、託児室・授乳室、多目的トイレ等の設置が必要と考えられます。

7 運営形態

男女共同参画センターは、政策拠点であるという性格を踏まえ、男女共同参画計画に基づく施策の展開や、新たに制定する男女共同参画条例に基づき、各実施主体がそれぞれの責務のもと、男女共同参画社会の実現に向けた活動ができるよう支援することが求められています。このことから、現段階では市が直接運営することが必要であると考えられます。

ただし、個々の事業については、専門的な知識・技能を有する専門家の招へいや民間事業者への委託等により、可能な限り民間事業者の持つノウハウを活用する方向で実施していきます。

【参考】県内他市（21市）の運営形態（H28.4現在、兵庫県調べ）

行政直営 16市（運営委託2市を含む）

指定管理 4市

委託 1市

8 設置・管理計画

男女共同参画センターは、多くの市民や事業者、団体が情報を得るために自ら訪れることが必要ですが、自然に人が集まる場所であり、子育て中の男女や出産、育児等で一旦仕事を辞め、再就職活動をしている女性などが気軽に立ち寄ることができる場所であることも必要です。

市民活動支援センターの機能と共通する点が多く、また、連携することで効果的な運営が可能になると考えられることから、同センターと併設し、市民プラザとして一体的に設置することを計画しており、設置場所や必要な設備等については、市民活動支援センターの基本計画で示された条件に基づくこととしています。

(1) 設置計画

「丹波市市民活動支援センター基本計画」では、市民プラザの設置場所については、新しい都市構造のあり方における発展性や現在の公共施設の有効活用による経済性、市民の利便性や施設の将来性等から、公共施設だけでなく民間施設の活用も視野に入れ、総合的に判断する必要があると考えています。

現在、都市づくりのあり方について検討を進めていることから、その方向性も見据える必要があり、2019年10月の開設にあたっては、今後、段階的に発展・成長する施設として位置づけ、①投資的経費の抑制、②活動支援を必要とする対象者・団体の利便性や新規参入者獲得の可能性等を総合的に考えることとしています。

公共施設と民間施設の比較検討も行い、利用者の利便性等から民間施設の活用が適

当と考えているところです。ただし、投資的経費の抑制の観点から、民間施設に設置する場合には、公共施設を利用する場合と比較して大きな差が生じないことを確認しながら取り組むこととしています。

(2) 開館日・開館時間

開館日や開館時間についても、市民活動支援センター同様、市民の多様なニーズに対応できる曜日や時間とすることが望まれています。具体的な開館日や開館時間については、施設の条件を勘案しながら検討していきます。

なお、行政による直接運営を予定していることから、休日、夜間の対応に係る管理委託等についても検討する必要があると考えています。

9 開設に向けたスケジュール

男女共同参画センターは、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的な場として、市民の多様なニーズを踏まえたものになることが必要です。

そのため、平成30年度に設置を予定している有識者、関係団体からの推薦者、公募市民からなる丹波市男女共同参画審議会において、本計画をもとに、より具体的な機能等について意見を聴取し、市民の利活用しやすい機能の整備を目指します。

あわせて、「たんばの女性 Waku×Doki フォーラム」においても、整備に向けた機運を醸成しながら、積極的な利活用についても周知することとします。

